

第 19 次いわき市水道事業経営審議会 第 6 回審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 (出席：11 名)

今井滋、上遠野恭子、金田晴美、河合伸、木村辰夫、熊田哲也、小林正喜、
齋藤千代子、原田正光、星隆之、柳澤晋

(欠席：4 名)

石山伯夫、葛城博徳、木村千春、鈴木玉江

※ 50 音順・敬称略

(2) 事務局 山田管理者、則政局長、猪狩次長、横田次長、阿部総務課長、

鈴木人材育成・防災力向上担当課長、吉津経営戦略課長、遠藤営業課長、
深澤配水課長、緑川工務課長、門馬浄水課長、齋藤南部工事事務所長

○経営戦略課

齋藤主幹、富岡主幹

[企画係] 柳内係長、渡邊専門技術員、木田主査、三戸主事、國分主事

4 会議形式 公開

5 傍聴者 0 名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

ア 第 5 回審議会の議事録（案）について

イ 水道料金体系のあり方について

(4) その他

(5) 閉会

7 審議事項

(1) 第 5 回審議会の議事録（案）について

第 5 回の議事録が了承された。

(2) 水道料金体系のあり方について

<事務局説明>

○ **資料 9** 「水道料金体系のあり方②」及び**資料 10** 「水道料金体系のシミュレーション」
に基づき説明を行った。

<審議要旨>

○ 委員から、「資料 9 の 12 ページにおいて、平成 19 年度から令和 5 年度にかけての水
需要（有収水量）の減少が約 15%であるのに対し、13 ページの水道料金収入の減少は
約 11%と水需要よりも緩やかな減少となっているが、その差はどのような要因による

ものか。」との質問があり、事務局から、「水需要の減少によって水量料金収入は約 21%減少したが、一方で、核家族化等が要因と考えられる給水件数の増加によって基本料金収入は 9.6%増加しており、結果として、基本料金と水量料金の合計である水道料金収入の減少率が約 11%となったものである。」と回答した。

- 委員から、「資料 9 の 20 ページの老朽管更新事業では、耐震化は当然ながら、管路のダウンサイジングについても必要に応じて取り組んでいると思うが、そのようなコスト縮減に努力している姿勢について、市民にもっと説明した方がよい。」との意見があった。
- 委員から、「資料 9 の 7 ページの料金収入と費用のバランスを示した図について、『費用』という表記を『必要な費用』とした方がわかりやすい。」との意見があり、事務局から、「必要な費用に修正する。」と回答した。
- 委員から、「資料 9 の 7 ページの料金収入と費用のバランスを示した図について、将来的にいつ頃バランスが崩れるのか、推計でもいいので年度の表記があると、市民にとっても審議会委員にとってもわかりやすい。」との意見があり、事務局から、「資料 9 の 23 ページ、収益的収支のシミュレーションでは令和 8 年度以降赤字が見込まれる。資料 9 の 7 ページの料金収入と費用のバランスを示した図は将来的に費用が収入より増大するイメージであるため、年度の表記は省略した。」と回答した。
- 委員から、「資料 9 の 7 ページの料金収入と費用のバランスを示した図について、将来の費用の増を大きく示した方がよい。」との意見があった。
- 委員から、「資料 9 の 8 ページの諮問理由に『水需要の増減に影響されにくい料金体系』という表現があるが、この増減の増は起こり得るのか。直近の 5 年や 10 年で水需要の増加が考えられないのであれば、『水需要が減少していく中で』とした方が、市民にとってはわかりやすいのではないか。」との質問があり、事務局から、「全体的な水需要としては減少しているが、逡増制の 5 段階の階層に分けると水量が増える段階があるかもしれないという理由から、『増減』とした。」と回答した。
- 委員から、「『階層別に見れば増と減がある』という説明を受けたので理解できたが、市民はイメージが湧かず全体のこととして捉えると思うので、必要に応じて今回の説明のような補足をしていただきたい。」との意見があった。
- 委員から、「資料 9 の 23 ページ、24 ページのシミュレーションについては、計画策定時と最新の見通しのどちらのものか。」との質問があり、事務局から、「最新の見通しである。」と回答した。
- 委員から、「資金不足となる時期について、計画策定時は令和 9 年度と見込んでいたものが、最新の見通しでは令和 12 年度になったということによいか。」との質問があり、事務局から、「その通りである。」と回答した。
- 委員から、「資金不足が生じなければ、収益的収支が赤字であっても問題はないか。」との質問があり、事務局から、「収益的収支は黒字が原則である。現行料金では、資料 9 の 23 ページのとおり収益的収支が令和 8 年度以降赤字となる見込みである。資本的収支の収支不足額を補填するための資金残高も、令和 8 年度に約 38 億円程度あ

- るものが令和 12 年度には不足する見込みである。」と回答した。
- 委員から、「以前は令和 9 年度から資金不足となる見込みであったが、それが改善しているということか。」との質問があり、事務局から、「資金残高は改善しているが、収益的収支は、令和 11 年度以降赤字となる見込みであったものが、3 年前倒しの令和 8 年度となり悪化している。」と回答した。
 - 委員から、「資金不足が令和 9 年度から令和 12 年度に改善した理由は何か。収益的収支が悪化しているにも関わらず、資本的収支を補填する財源が増えた理由は何か。」との質問があり、事務局から、「国庫補助金及び、国の基準改正に伴う一般会計からの繰入金が増である。」と回答した。
 - 委員から、「今の説明は大事な情報であるため、今後の審議会で明示していただきたい。」との意見があった。
 - 委員から、「資金不足となる年度が令和 9 年度から令和 12 年度に改善されたのであれば、料金体系の見直しを急いで決める必要はないのではないか。」との質問があり、事務局から、「水道料金の算定期間は、3 年間から 5 年間とされている。現在の財政収支計画の期間を令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間としているため、令和 9 年度からの料金見直しを考えている。」と回答した。
 - 委員から、「令和 12 年度以降資金不足が見込まれることもあるため、今後、水道事業を確実に実施できる料金体系に見直すということによいか。」との質問があり、事務局から、「その通りである。」と回答した。
 - 委員から、「国からの補助金等により収支が改善したということがわかる表などがあると市民としてもしくみを理解できると思う。」との意見があり、事務局から、「収入の増となる要因について、今後示していきたい。」と回答した。
 - 委員から、「今までは令和 9 年度から資金不足になるので料金を改定しなければならぬという認識であったが、今回の試算によって資金不足になる時期が令和 12 年度になったということであり、今後の試算によっては変動する可能性もあるという認識を持った。今後はそこを注視していく必要がある。」との意見があった。
 - 委員から、「水道の会計は収益的収支と資本的収支の 2 本立てで、そのうち水道施設の運転管理など日常の業務をまわしていくための費用である収益的収支が厳しい状況にあり、赤字になる時期が令和 11 年度から令和 8 年度に悪化したという部分を、審議会委員や市民に上手に説明しないと、なぜ令和 9 年度のタイミングで水道料金を改定するのかという考えが伝わらない。」との意見があった。
 - 委員から、「資料 10 の 21 ページ『モデルケース（1人世帯）』及び 22 ページ『モデルケース（2人世帯）』に用いられている 2 か月あたりの使用水量について、どのように算出したのか。」との質問があり、事務局から、「『モデルケース（2人世帯）』の 2 か月あたり 26 m³は、令和 5 年度の実績値から算出しており、13 ミリ口径の有収水量を契約件数で除したものである。『モデルケース（1人世帯）』の 14 m³は、2 人世帯の 26 m³をおおよそ半分にしたものである。」と回答した。
 - 委員から、「値上げは、止むを得ないと考える。しかし、資料 9 の 37 ページの表に

『大口利用者等への影響が減額』とあり、生活用水使用者は値上げ、大口利用者は値下げとなる改定では不公平だと市民は感じると思う。現行料金では、大口利用者は生活用水使用者よりも高い単価で水を買っていて、改定によって値下げとなったとしても、まだ生活用水使用者よりも高い単価で水を買うという理解でよいか。生活用水使用者と大口利用者の差をならしていくのか。」との質問があり、事務局から、「その通りである。第1段階から第5段階までの料金単価の差を縮める増度の緩和については、今後の審議会で審議いただきたい。」と回答した。

- 委員から、「資料10の26ページ、27ページで、基本料金と水量料金への配分基準が負荷率、最大稼働率、施設利用率の3つがある中、負荷率のみで試算したのはなぜか。」との質問があり、事務局から、「他項目も含め、資料が膨大となったためである。配分基準別の試算は、次回以降示したい。」と回答した。
- 委員から、「資料10の26ページ、27ページに補填後の残高とあるが、これはどのくらいを維持することが望ましいのか。」との質問があり、事務局から、「水道料金算定要領では資産維持率が3%とされており、概ね年30億円程度と試算される。しかし、当市の資本的収支における施設の整備状況を考慮すると40億円から50億円程度が望ましいと考える。」と回答した。
- 委員から、「改定率10%だと、令和13年度には補填後の残高が17億円であり、少し足りない。20%だと50億円を超えており、そこまでは不要、というような話になるのか。」との質問があり、事務局から、「全国の水道事業者が水道料金算定要領を踏まえて十分な補填後残高を確保しているかと言えばなかなかそうなってはいない。理想としては補填後残高をある程度持たないと経営が出来ないということだが、残高を持つということはその分余裕があるとも捉えられ、料金を上げなくてもいいという議論も出てくる。今後、資金残高の規模等も踏まえ、料金の見直しについて審議いただきたい。」と回答した。

[まとめ]

- 会長から、次のとおり意見の総括案が示され、審議会として確認がなされた。
 - ・ 水をつくり届けるための収益的収支の赤字は令和8年度から発生する見込みであり、施設を整備するための資本的収支における資金不足は令和12年度から発生する見込みであることを確認した。
 - ・ 料金体系のシミュレーションとして、料金改定率を10%と20%で、配分基準を負荷率、最大稼働率、施設利用率で試算することや、世帯別のモデルケースを示すことによって、現行料金からどの程度値上げになるかというイメージを持つことが出来た。
 - ・ 近日中に、日本水道協会より水道料金算定要領の改定について公表される。引き続き、事務局にはわかりやすい資料を提示していただくよう望む。

8 その他

- 次回の審議会について
 - ・ 審議内容 水道料金体系のあり方について
 - ・ 日 時 令和7年6月下旬

9 閉 会